

## いじめの理解

### 1 「いじめ」とは

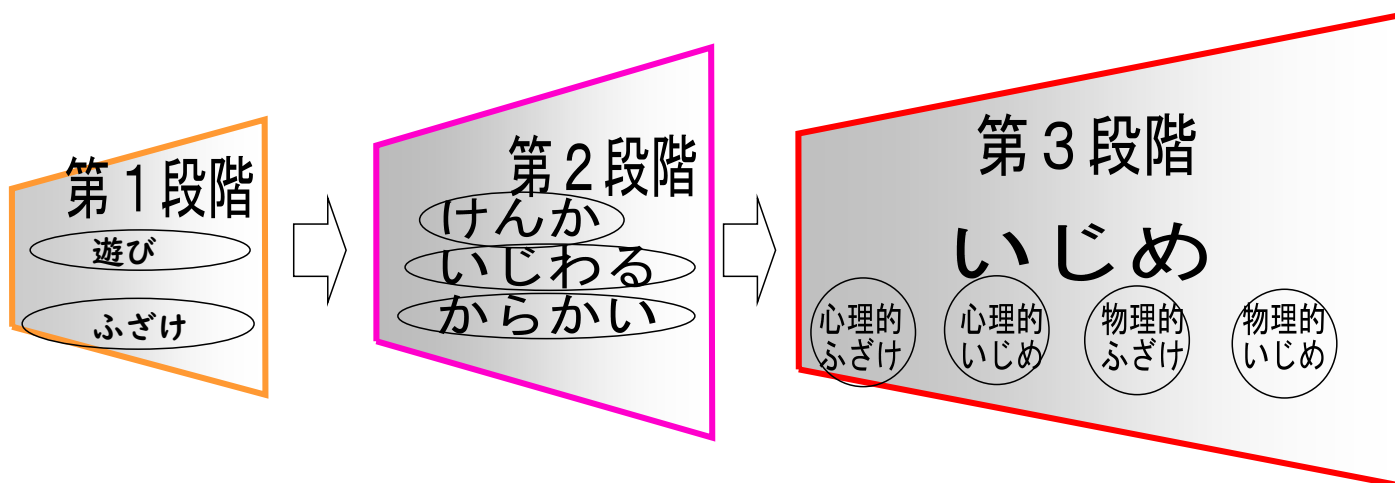
児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある、他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。

（いじめ防止対策推進法より）

本校では、以上の定義から、いじめを次のようにとらえることとした。

- ・生徒同士が対等の関係ではなく行われるもの。
- ・身体的、心理的に苦痛を伴う攻撃を加えるもの。また、これが継続的に行われるもの。

### 2 「いじめ」の進行



3 「いじめ」の変遷

発生と内容 変遷課程		「いじめ」の態様・内容		
		いじめられる側	いじめている側	
		個の行動・状況	複数の行動・状況	
学校 の 対 応 ・ 関 係 機 関 と の 連 携	群れ 遊び	◎遊びや生活を通して、お互いにふざけたり・じゃれ合ったり・いさかいあったりする (「遊び仲間」対等・平等の関係)		
	初期	萌芽	・度重なるふざけ・からかいなどを不快に感じるようになる (支配・服従関係の萌芽)	・立場を入れ替えながら、ふざけ・いじわる・からかいなどを行うようになる (支配・服従関係の萌芽)
		恐れ	・多人数による「いじめ」に恐れを感じるようになる (支配・服従関係の成立)	・ターゲットを固定し、仲間を誘い複数で「いじめ」を繰り返す (仲間の存在、安心感)
	中期	訴え	・周囲の仲間、友達の行動や態度が気になる (いじめのサイン)	・周囲の仲間の反応を気にしている (いわゆる「チクリ」の心配)
		締め	・無関心を装い、傍観的な態度の友達を見て「訴え」を諦める (見て見ぬふりをする人間関係)	・周囲の行動を見定め、仲間に「いじめ」を示唆、命令する (自己のいじめ隠蔽)
	後期	無力	・親や教師に訴えた後の報復や暴力などを極端に恐れる (訴える気持ちになれない)	・暴力行為等をしばしば繰り返す (本人及び周囲の友達に対する「チクリ」の防止策)
		自尊	・「いじめ」そのものの事実を自ら否定する (自尊感情の同様)	・暴力行為の他に金品の強要、使い走り等が生じる (チクリ・訴え等絶無の感触)
		未定	・耐えきれず「自殺・転校」等を考えるようになる (自己否定の考え方の実行)	・暴力行為や金品の強要などが学校内外でますます激しくなる (「無法」といえる状態へ発展・継続)

#### 4 「いじめ」の様態

##### 動機によるいじめ

- A 怒りや憎しみからのいじめ
- B うっ憤晴らしからのいじめ
- C 性格的な偏りからのいじめ
- D 関心を引くためのいじめ
- E 隠された楽しみのためのいじめ
- F 仲間に入らせるためのいじめ
- G 違和感からのいじめ
- H その他

##### 手段によるいじめ

- A 言葉での脅かし
- B 冷やかしのからかい
- C 持ち物隠し
- D 仲間はずれ
- E 集団による無視
- F 暴力行為
- G たかり
- H お節介・親切の押し付け
- I その他

##### 構成によるいじめ

- 1 単独    2 数名    3 大勢

#### いじめの予防

- 1 授業の充実を図る(授業のユニバーサル化の推進)
  - ・「授業がわかる!」 → 「授業が楽しい!」 → 「学校が楽しい!」という流れ作り
  - ・子どもの特性を理解した授業の工夫
  - ・子どもの特性を理解した教室環境作り
  - ・バランスの良い生徒対応をするため、教員自身が自分の特性を知る
- 2 支援教育の充実を図る
  - ・教室の構造化をはじめ発達支持的生徒指導を進めていく
  - ・生徒アンケートや保護者アンケートの活用
  - ・教育相談の充実
  - ・スクールカウンセラーや相談員との連携
  - ・他機関との連携
  - ・校内の支援教育に関わる体制の強化
  - ・教職員の意識改革、研修の企画実施
- 3 道徳教育の充実を図る
  - ・人権意識を高める道徳教育の推進
  - ・コミュニケーションのスキルアップを図る取り組みの工夫
  - ・自分理解と他者理解を通して、自己有用感を持てるようにする取り組みの工夫
- 4 地域との連携を深める
  - ・地域行事への参加
  - ・学校行事への地域からの参加
  - ・保護者との積極的な連携(生徒の見守り等)
  - ・地域への積極的な情報発信

## 校内指導体制

### 1 組織

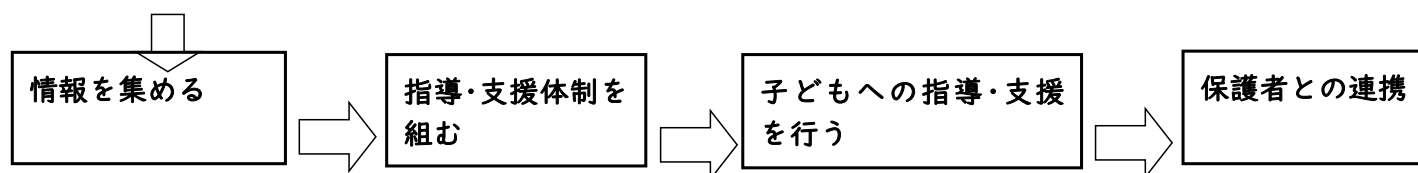
- ・生徒支援委員会（メンバー：校長、教頭、教務、学年代表、生徒指導担当、教育相談コーディネーター、養護教諭）
- ・その他：関係学級担任、関係職員、関係機関等

### 2 対応の流れ

次のことに留意しながら対応をする

1. 「生徒支援委員会」の召集(緊急時は即)
2. いじめられた子どもを徹底して守る
3. 見守る体制の整備（登下校時、休み時間、清掃時、放課後等）

いじめ情報のキャッチ



●当事者双方、周りの子どもから聴き取って記録する。

●個々に聴き取りを行う。

●関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。

●ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

●発見した場合は、その場でその行為を止める。

●指導のねらいを明確にする。

●すべての教職員の共通理解を図る。

●対応する教職員の役割分担を考える。

●教育委員会、関係機関との連携を図る。

●カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。

●いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。

●いじめた子どもに、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

●いじめを見ていた生徒に対しても、止めたり知らせたりする勇気を持つよう伝える。

●心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

●つながりのある教職員を中心に、即日関係生徒の家庭訪問等を行う。

●家庭と連携をし、継続的に指導や支援を行う。

### 3 役割分担

学級担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 早期対応は、出会いの日に担任の姿勢を伝えることから始まる。</li> <li>◇ 「いじめ」に気付いたときは、焦らない、慌てない。</li> <li>◇ 話を聴いたり行動を観察したりして問題をつかむ。</li> <li>◇ 一人で抱え込むことなく、すぐに相談をするなど、教職員間で情報を共有する。</li> <li>◇ 小さい事実を見逃さないで、担任の姿勢を具体的な姿で伝える。</li> <li>◇ いろいろな立場の子どもたちの思いをとらえる場を設定する。</li> <li>◇ 子ども同士が触れあい、お互いの理解を深める場や活動を設定する。</li> </ul>
学年代表	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 学年間の和を図り、親和と士気の醸成に努める。</li> <li>◇ 学年での調査等を実施し、定期的に児童・生徒の状況把握に努める。</li> <li>◇ 学年・学級の学習や生活の様子に目を配り、いじめなどの問題の早期発見に努める。</li> <li>◇ いじめ問題の指導にあたっては、学級担任を支えて組織的に対応する。</li> </ul>
職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 特別教室への移動中や学習中等に、いじめの信号をキャッチする。</li> <li>◇ いじめをキャッチしたら=担任と情報・意見を交換し、積極的に支援・協力をする。</li> </ul>
生徒指導 教育相談 CO	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ いじめは、いつ、どこで起こっても不思議ではないという認識をもつ。</li> <li>◇ 学級担任を精神的に支える。(共に考える。次の具体的な指導のヒントを与える。)</li> <li>◇ 家庭と同じ土俵に立つ。(共感的に受け止める。解決への努力を示す。)</li> <li>◇ 学校全体を巻き込む。(相談して良かったと思う雰囲気。いじめ撲滅の連帯意識をもつ。)</li> <li>◇ いじめを学級や学年・部活等だけの問題にしない。</li> <li>◇ 学年会、支援教育部会や職員会議などの場で、その解決策、支援策について意見を出し合い、校内の指導体制を確立する。</li> <li>◇ 必要に応じて、担任以外の教師が面接や教育相談及び学習指導などを行う。</li> <li>◇ 警察・児相等関係機関との連携を強化し、スクールカウンセラー・専門機関等との相談体制を整えておく。</li> </ul>
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 把握したいじめ情報は、秘密を厳守した上で正確に担任、校長・教頭に伝える。</li> <li>◇ 保健室に駆け込んでくるいじめられた子どもたちには、子どもの心の流れに添った柔軟な考えや構えを持って接する。</li> <li>◇ 訴えてきた子どもの心情を十分に受け止め、苦しみ・苦悩を共にする。</li> <li>◇ いじめや仲間はずれが口実に過ぎない時もある。問題の本質を正確に捉える。</li> <li>◇ 信頼され安心できる保健室の雰囲気づくりに努め、あらゆる場面を通して人間関係の大切さを気付かせる。</li> </ul>
教頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 「いじめ」は人権に関わる問題で、許すことのできない行為との認識を全教職員に徹底し、学校を挙げての協力体制の確立に努める。</li> <li>◇ 「いじめ」の具体的な指導の留意点などについて職員会議や研修会等で伝え、教職員間の共通理解を図る。</li> <li>◇ 児童・生徒の心に触れるカウンセリングマインドを身に付けるために、全教職員による研究を実施する。</li> <li>◇ 全教育活動の中で児童・生徒を理解するために、教職員相互の情報交換を大切にする。</li> </ul>
校長	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 校内いじめ防止対策委員会を開催し、いじめ事案の指導方針や方法等について協議するなど、全教職員共通理解のもとに学校全体として、いじめ解消を図っていく。</li> </ul>

